

# 湯川だより



第23号 2015/10/23  
発行：御代田町 町民課  
【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

～安定したごみ処理の実現と新クリーンセンター整備に向けて～

## 長野県環境評価条例が一部改正 新たに事後調査結果の公告・縦覧手続等が加わる



長野県では、県議会9月定例会で『長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例案』が可決され、10月13日付の県報で公布、一部を除き平成28年1月13日から施行されます。

改正の主な理由としては、環境影響評価法の改正による対象事業への新たな手続の導入、環境影響評価制度の運用を通じ明らかとなった課題、従来想定していなかった種類の事業による大規模開発への対応を図るため、手続の充実を図り、見直しがされました。

新クリーンセンターにおいては、『環境影響評価事後調査』に係る手続について、この改正条例の適用を受けます。

### 【改正条例の概要】

- 1 事業者が、事業の早期の検討段階においても環境配慮を行うようにするため、計画段階環境配慮書を作成し、住民、知事等に意見を求める手続を導入します。
- 2 環境保全措置の実効性の一層の確保を図るため、事後調査計画書の作成及び公表、事後調査報告書に対する意見聴取等の手続を導入します。
- 3 従来、想定していなかった事業などによる大規模な開発に対応するため、対象事業に電気工作物の建設等を加えます。

### ■ 環境影響評価条例の改正と新クリーンセンター環境影響評価の事後調査について



#### 【事後調査計画書の作成及び公表、知事意見提出】

環境影響評価書作成段階における不確実性を補うために事後調査計画を策定し、工事中や供用時に事後調査を実施します。どの項目について事後調査を行うのか、その内容を取りまとめた新クリーンセンターに係る事後調査計画については、既に評価書に記載をしており、大きな変更等も予定されていないことから、新たな手続は不要となります。

◀ 環境影響評価書の縦覧の様子 (H27年4月)

#### 【事後調査報告書の公表及び住民・関係市町村長の意見聴取】

これまで、事業者が作成した方法書、準備書、評価書の3つの図書については、県環境部が公告・縦覧を行いました。

また、方法書、準備書では、環境保全の見地からの住民及び関係市町村長の意見提出が求められ、県環境影響評価技術委員会による審議が行われました。

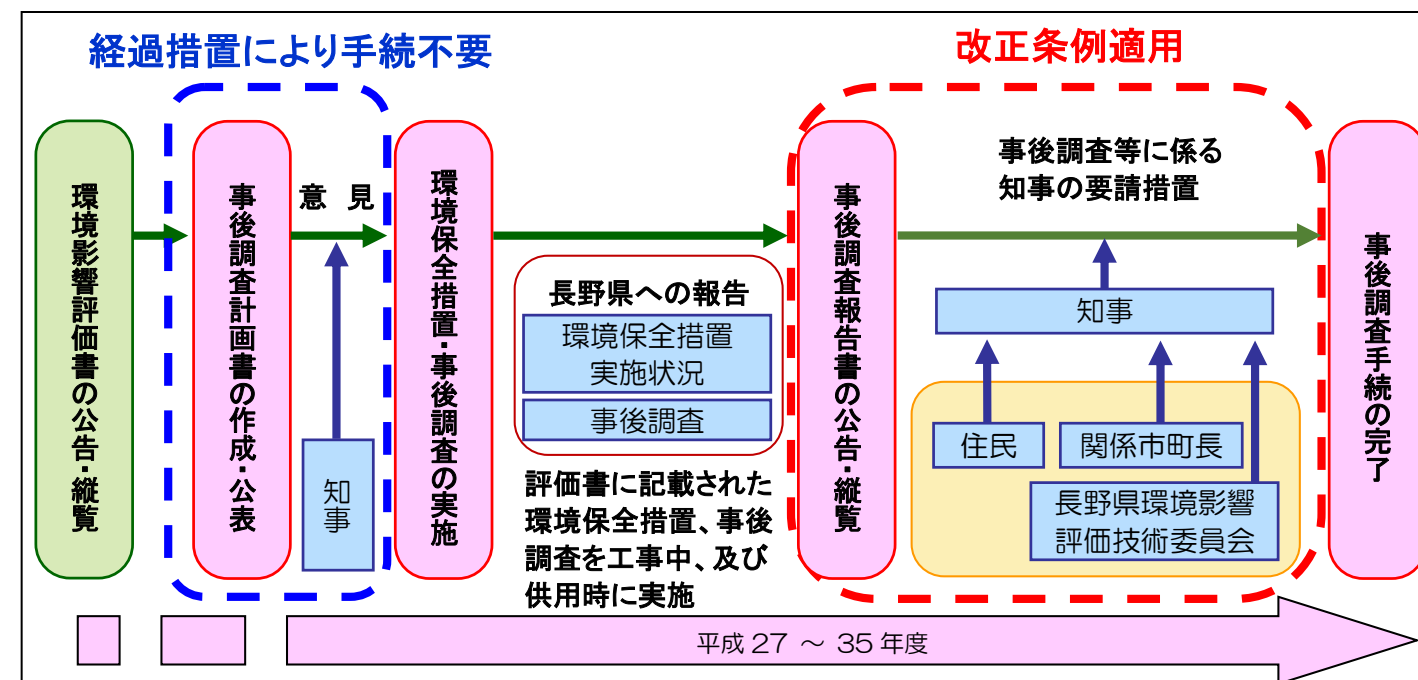
改正条例の施行により、事後調査の実施期間中、年1回県に提出する『事後調査報告書』についても、新たに県環境部による公告・縦覧、環境保全の見地からの住民及び関係市町村長の意見、県環境影響評価技術委員会への報告が盛り込まれたほか、これらを踏まえて県知事が必要な要請をすることができるようになりました。



▲ 県環境影響評価技術委員会による準備書審議の様子 (H26年9月)

による公告・縦覧、環境保全の見地からの住民及び関係市町村長の意見、県環境影響評価技術委員会への報告が盛り込まれたほか、これらを踏まえて県知事が必要な要請をすることができるようになりました。

#### 《新クリーンセンター環境影響評価事後調査に係る今後のスケジュール》



今回の長野県環境影響評価条例の一部改正は、環境影響評価の対象となる事業の範囲が拡大されたことはもとより、新クリーンセンター環境影響評価の事後調査について、県のアフターフォローがより手厚くなり、事後調査に対する住民の皆さまと関係市町村からの意見提出の機会も設けられました。なお、長野県環境影響評価条例及び環境影響評価制度の詳細については、県の公式ホームページにて資料等が掲載されていますのでご覧ください。

今後、改正条例の施行に伴い、平成28年度から、事後調査報告書の公告・縦覧、意見募集等が県環境部により行われることとなりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◀ 環境保全措置「ヤエガワカンバ移植作業」の様子 (H27年4月)

# 県等に提出する環境保全措置に係る「施工状況等報告書」作成

■ 第2回目の施工状況等報告書は、7月～9月までの状況をとりまとめています



▲ヤエガワカンバの播種・育苗(H27年9月)

組合では、新クリーンセンター環境影響評価に係る環境保全措置として実施したヤエガワカンバ、オニヒョウタンボクの移植後の生育状況等について、平成27年7月31日付で施工状況等報告書として県及び関係市町に提出しました。

施工状況等報告書は、四半期ごとに報告することが県条例で定められており、現在、ヤエガワカンバを播種・育苗した状況等について、第2回目となる報告書の作成を進めています。

## ちよつとそこまで♪

こうげつ わ ちえだんご  
**皎月の輪と知恵団子** ～ 小田井皎月原に残る伝承 ～



『皎月原』の伝承は、遠く用明天皇の頃、飛鳥時代にまでさかのぼります。西暦586年、皎月という名の官女がおとがめを受け佐久郡の平尾に流されました。官女は、小田井の原へ白馬で乗り出し、よく輪乗りをしていたそうです。ある日、いつものように白馬に乗って小田井の原で輪乗りをしていたところ、天の竜馬だった白馬は空へと駆け上がり、平尾山の頂上で立ち止まると、お告げを受けていた官女は、「吾は唯人ではない、白山大権現だ」と名乗り、白馬に乗って岩の中へと入ってしまいました。

後に白山大権現と云われた官女は、時々、小田井の原で愛する白馬にまたがって輪乗りをする姿が見受けられ、その跡には草が生えなかったことから『皎月の輪』と云われようになりました。昭和53年2月1日、皎月原は、佐久市内で唯一『名勝』として文化財に指定され、大切に保護されています。

今年の9月27日、佐久市小田井の皎月原では、月夜の訪れを待ちながら、辺りには神聖な祝詞が響きわたり、厳かに神事が行われました。

皎月社では、中秋の名月にお祭りが行われており、佐久市長、佐久市教育長らを始め、御代田町長、御代田町上宿区及び小田井区両区長、周辺地区の関係者等が招かれます。

皎月原を染める日差しが徐々に西へと傾くにつれ一人、また一人と近所の子供たちが集まり、神事が終わると『知恵団子』と言って、米粉で作った護符の団子がまかれます。

皎月原を染める日差しが徐々に西へと傾くにつれ一人、また一人と近所の子供たちが集まり、神事が終わると『知恵団子』と言って、米粉で作った護符の団子がまかれます。



▲皎月社(佐久市小田井「皎月原」)での神事の様子



御代田町観光キャラクター  
みよだん



▲知恵団子を拾う様子

たと伝えられる小諸藩の押兼團衛門長常が、当時の小田井宿本陣主安川庄右衛門に送った『夢想皎月記』の中に書かれていた古歌を、昭和10年(1935年)当時の御代田村が『信濃の国』の作者で有名な浅井冽(きよし)氏に揮毛を依頼し、建立したものです。

### 【皎月歌碑の古歌 - 夢想皎月記 -】

むかしより かわらぬ影をうつしてや 月毛乃駒の跡のみちしは

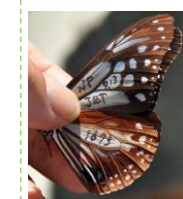
昭和31年(1956年)9月30日に小沼・御代田・伍賀の3村合併により、御代田町が発足しましたが、皎月社のお祭りにおいても、当時から続く町村合併と分村の歴史を垣間見ることができます。

長い歴史の中で、もともと一つの村であった場所が、分村又は周辺の村と合併し、記憶に新しい所では、平成の大合併を経て、御代田町を含む現在の佐久地域に至っています。今もなお続く、行政の垣根を超えた地域の人々が繋ぐ伝承事業、その一端に触れ、皎月の輪のように地域が一つの輪となり、これからも良い伝統を後世へと伝え残してほしいと中秋の名月を眺めながら感じました。(ゆ)



▲旧跡『皎月歌碑』

### 編集後記



9月20日(日)に面替区大星神社境内広場で開催された「第3回アサギマルシェ@面替&アサギマダラ観察会」へ行きました。昨年は別の行事と重なり行くことができませんでしたが、2年前の第1回と比べると、アサギマダラの吸蜜植物であるフジバカマが咲く畑も範囲を広げ、会場にはクラインガルテンのガルテナーのかたや近隣の別荘のかたなど、町内外の多くの人達で賑わっていました。

写真を撮りに行くと、ちょうど地元のかたがアサギマダラへのマーキングをされていて、「これは大町から来たアサギマダラだよ」と見せていただきました。多くの人が行き交う様子を見て、アサギマダラが繋げる人の輪に心が温まります。新クリーンセンターも資源循環の輪はもちろんのこと、多くの人の輪、地域の輪を心がけ、事業に取り組んでまいります。

【発行】 御代田町役場 町民課 環境衛生係  
 御代田町大字御代田 2464 番地 2 電話：0267-32-3111 (内線 47)  
 【組合問合せ先】 佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局  
 佐久市中込 3056 番地(佐久市役所内) 電話：0267-62-2916